# 監　査　報　告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第１９条第４項及び同法第３８条第２項の規定に基づき、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「法人」という。）の平成２６事業年度（平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日）の業務、事業報告書、決算報告書及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

Ⅰ．監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。さらに、会計監査人から会社計算規則第１３１条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ．監査結果

１法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

２役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

３財務諸表及び決算報告書に係る有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

４事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示していると認める。

Ⅲ．独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

違反する事実等は認められない。

平成２７年６月１７日

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

監　事（非常勤）藤井 成俊

監　事（非常勤）二村 友佳子